

IV. 都市施設配置構想

～基本的な考え方～

- 都市施設配置構想は、都市づくりの骨格プランを具体化し、将来的に配置していくべき道路・公園・防災施設等を示すものです。「道路」、「鉄軌道」、「公園・緑地」、「防災施設」、「供給処理施設」の各都市施設について役割と方向性を示します。
- 首都直下の地震の切迫性が指摘される中、都市施設は防災上重要な役割も果たすことから、東京都の「防災都市づくり推進計画」における骨格防災軸や主要延焼遮断帯を、都市施設に重ね合わせて示します。
- 既存の都市施設は、適切な維持管理・更新を図ります。

(1) 道路

- 都市における道路は、自動車の通行だけではなく、子供から高齢者、障害者など様々な人が色々な目的や手段で移動します。また、道路は災害時の防災空間や、イベントや交流の場などの生活活動空間として貴重な公共空間でもあります。本区は、このような利用者の多様性や道路の機能の多面性を考慮し、地域特性を踏まえた道路の配置計画により将来道路網の形成をめざします。
- 本区の将来道路網計画では、都市計画道路で囲まれた区域内の交通を集散させるため、その内部に主要生活道路を配置し、さらに都市計画道路と主要生活道路で囲まれる区域内における消防活動困難区域の解消などのため、地先道路を配置します。

道路の区分

主要幹線道路 (都市計画道路)	<ul style="list-style-type: none">・区内においては全区レベルでの骨格の軸となり、また、防災生活圏を構成する骨格防災軸または主要延焼遮断帯となります。区外においては広域にわたり都市間をつなぐ道路となります。・環状7号線、環状8号線、井の頭通り、甲州街道、玉川通り、目黒通りが該当します。
地区幹線道路 (都市計画道路)	<ul style="list-style-type: none">・区内において地域または地区間の交通、バス交通を担う道路です。歩行者の空間を確保するとともに、一部の路線においては、自転車利用の空間に資する道路となります。・防災生活圏を構成する主要延焼遮断帯または一般延焼遮断帯となります。
主要生活道路	<ul style="list-style-type: none">・幹線道路と地区幹線道路に囲まれた区域内の道路で、地先道路の交通を集め、幹線道路に連絡する道路です。
地先道路	<ul style="list-style-type: none">・各宅地に接続する道路で、日常生活のなかで利用する最も基本となる道路です。

- 道路整備にあたっては交通機能、空間機能や市街地形成機能といった道路が持つ多様な機能を踏まえ、その役割に応じた整備を進めます。
- 幹線道路は都市間や地域間のネットワーク形成や、延焼遮断帯の形成を重視した効果的な整備を進めます。
- 連続立体交差事業など大規模な都市基盤整備に合わせて、周辺の街づくりの中で必要とされる都市計画道路や交通広場の整備を進めます。
- ユニバーサルデザインによる整備を進めます。

(2) 鉄軌道

- 鉄道は区民生活を支え、沿線都市を結ぶ、極めて公共性の高い交通機関であることを踏まえて、開かずの踏切における交通渋滞や踏切事故、地域分断の解消、定時性確保や輸送力増強のため、連続立体交差事業を進めます。
- 駅はユニバーサルデザインによる整備、乗り継ぎ利便性の向上、地域情報サービスの充実などを進めます。
- 環状8号線を基本的な導入空間とする新しい公共交通(エイトライナー)について、区内の南北交通の軸として、また、広域的には羽田空港から赤羽方面を結ぶ交通の軸として、その導入について検討を進めます。

(3) 公園・緑地

- 公園・緑地は都市環境や景観の改善、防災性の向上、健康・レクリエーションの場、自然環境の保全、地域コミュニティ形成の場など、多様な役割を担うことを踏まえて、整備や再整備を進めます。
- 大規模な総合公園・地区公園から身近なぽけっと公園まで区内にバランスよく配置し、未開設の都市計画公園・緑地については、優先的整備区域を定め計画的に整備を進めます。
- ユニバーサルデザインによる整備を進めます。

公園の種類（ただし基幹公園と特殊公園に限る）

基幹公園	住区基幹公園	ぽけっと公園	<ul style="list-style-type: none"> 主として街区公園の機能を補完することを目的とする公園で、街区内に居住する人が容易に利用することができるように配置します。 面積は0.03haを標準とします。 (面積の目安：0.05ha未満)
		街区公園	<ul style="list-style-type: none"> 主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置します。 面積は0.25haを標準とします。 (面積の目安：0.05ha以上1ha未満)
		近隣公園	<ul style="list-style-type: none"> 主として近隣に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置します。 面積は2haを標準とします。 (面積の目安：1ha以上3ha未満)
		地区公園	<ul style="list-style-type: none"> 主として徒歩圏域内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する人が容易に利用することができるように配置します。 面積は4haを標準とします。 (面積の目安：3ha以上10ha未満)
	都市基幹公園	総合公園	<ul style="list-style-type: none"> 区民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園です。 面積は10～50haを標準とします。
		運動公園	<ul style="list-style-type: none"> 区民の主として運動の用に供することを目的とする公園です。 面積は15～75haを標準とします。
特殊公園		<ul style="list-style-type: none"> 風致公園、動植物公園、歴史公園、農業公園などの特殊な公園です。 	

(4) 防災施設

○逃げなくてもすむ災害に強いまちの形成を基本とし、延焼遮断帯(骨格防災軸、主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯)の中心となる道路や河川、鉄道、公園などの都市施設等の整備を進めます。

(5) 供給処理施設

○上下水道、ごみ焼却場・ごみ処理場、市場など生活を支える基本的な供給処理施設は、その機能の維持・改善や耐震性の向上を図るとともに、大規模な施設は周辺環境への寄与を図ります。